

分類	補助の対象とするもの ○リフォーム工事と同時に施工・設置する必要があるもの	補助の対象としないもの ○リフォーム工事後でも設置・転用が容易なもの ○生活を送る上で必須ではない工事・設備
建築 関係	<ul style="list-style-type: none"> ・工事に必要な仮設工事、撤去工事 ・内外装工事(壁紙張替え、畳替え) ・間取りの変更工事 ・バリアフリー工事(手すり設置・段差解消等) ・断熱・防湿工事 ・耐震補強工事 ・防蟻工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・防音室工事 ・インフラ事業者が実施する工事
建具 関係	<ul style="list-style-type: none"> ・雨戸 ・窓(ペアガラスも可)・網戸・二重サッシ ・戸、可動間仕切り、障子、ふすま 	<ul style="list-style-type: none"> ・カーテン、ブラインド、ロールスクリーン ・パーティションなど簡易な間仕切り
水廻り 関係	<ul style="list-style-type: none"> ・システムキッチン (IHクッキングヒーター・食器洗い乾燥機含む) ・レンジフード ・ユニットバス(浴室換気乾燥機能含む) ・洗面台 ・トイレ本体(便座のみの交換は不可) ・給湯器(高効率給湯器を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・据置き型のガスコンロ、IHクッキングヒーター、オープンレンジ、食器洗い乾燥機 ・暖房衣類乾燥機 ・湯沸し器
冷暖房 設備 関係	<ul style="list-style-type: none"> ・埋め込み型のアエアコン ・アエアコン設置箇所へのコンセント配置などの電気配線工事、スリーブ工事 ・暖炉、床暖房 	<ul style="list-style-type: none"> ・ルームエアコン、ウインドエアコン ・除湿機、加湿器 ・薪ストーブ、ペレットストーブ、FF式ストーブ、石油ファンヒーター
電気 設備 関係	<ul style="list-style-type: none"> ・照明器具設置に係る電気配線工事 ・ダウンライト ・コンセント設置 ・換気扇、給気口 	<ul style="list-style-type: none"> ・取り外し可能な照明器具、電球 ・全熱交換器 ・TV・BSアンテナ ・太陽光発電、蓄電システム ・電話・インターネット回線工事 ・防災・消防設備用品の設置工事 (火災報知器、ガス警報器等)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・造付けの棚、収納 ・浄化槽 ・下水接続 ・上水の引込み 	<ul style="list-style-type: none"> ・外構工事、剪定等の植栽工事 ・雨水貯留タンク ・物置小屋 ・駐車場、ガレージ、カーポート ・電気自動車充電設備